

## 災害時における相互協力に関する覚書

文京区（以下「甲」という。）、公益財団法人和敬塾（以下「乙」という。）及び警視庁大塚警察署（以下「丙」という。）は、甲と乙が令和2年9月10日付けで締結した「公益財団法人和敬塾と文京区との包括連携に関する協定書」第2条第1号及び第5号並びに第8条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

### （趣旨）

第1条 この覚書は、文京区の区域内（以下「区内」という。）で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、区民等の安全確保を図るとともに、甲が開設し、管理し、及び運営する避難所の避難スペースの不足に備えるため、乙の施設における垂直避難場所又は二次的な避難所の開設及び運営等の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この覚書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は区内に滞在し、若しくは区内を通過する者をいう。
- (2) 防災スマートフォン 防災行政無線の放送内容等を受信できる甲のアプリケーションが搭載されたスマートフォンをいう。
- (3) 垂直避難場所 風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において区民等が一時的に垂直方向に避難する滞在場所をいう。
- (4) 二次的な避難所 災害時において、甲が開設し、管理し、及び運営する避難所の避難スペースに不足が生じ、区民等の受入れが困難な場合において、新たに区民等を受け入れる場所をいう。
- (5) ボランティア 乙の学生等のボランティアであって、災害時において垂直避難場所又は二次的な避難所の運営に協力するものをいう。

### （協力内容）

第3条 甲、乙及び丙は、次項から第13項までに定めるところにより、相互に協力する。

- 2 甲、乙及び丙は、災害に関する情報を入手したときは、相互に情報を共有するとともに、区民等に注意喚起のための情報発信等を行い、当該災害による被害の拡大防止を図るものとする。
- 3 甲は、乙に対し、次項に規定する乙の施設内に設置する戸別受信機又は防災スマートフォンを貸与し、災害時に当該機器を通じて甲の情報を乙に提供するものとする。
- 4 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を垂直避難場所又は二次的な避難所として、甲に提供するものとする。
- 5 乙は、災害時において垂直避難場所又は二次的な避難所の開設及び運営に協力するものとする。
- 6 乙は、災害時に備え、ボランティアの募集に努めるものとする。この場合において、乙は、当該募集に応じた者のうち日常会話程度の外国語を話すことができるものを把握しておくものとする。

- 7 乙は、甲から要請があったときは、垂直避難場所又は二次的な避難所にボランティアを派遣するよう努めるものとする。
- 8 甲は、ボランティアの活動に必要な資器材の提供等を行うものとする。
- 9 乙は、災害の初期対応時に備え、水、食料等の物資（以下「備蓄物資」という。）を整備するよう努めるものとする。
- 10 乙は、災害時において垂直避難場所又は二次的な避難所に収容した区民等に、備蓄物資を提供するよう努めるものとする。
- 11 甲は、前項の規定により乙が提供する備蓄物資が不足する場合その他必要があると認めた場合は、区民等に対し、甲の所有する備蓄物資を提供するものとする。
- 12 丙は、甲及び乙に対し、第4項の規定により乙が提供する施設に関し、事前に災害対策に必要な事項を助言し、及び指導するものとする。
- 13 第2項から前項までに定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（対象施設、受入可能人数等）

第4条 前条第4項の規定により乙が提供する施設（以下「乙施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	面積	受入可能人数
公益財団法人 和敬塾	文京区目白台一丁目 21番2号	大講堂	約284㎡	75人
		小講堂	約108㎡	30人
		西寮地下ホール	約162㎡	45人
		新南寮地下ホール	約165㎡	50人

- 2 乙施設に区民等を受け入れる際は、前項に規定する使用箇所のみを区民等に使用させるものとし、乙の許可なく、その他の場所に立ち入ることを禁止するものとする。
- 3 乙は、業務等の妨げとなる場合は、甲と協議の上、第1項に規定する使用箇所を変更し、又は施設の提供を中止することができるものとする。

（協力要請）

第5条 甲が第3条第4項、第5項、第7項又は第13項に規定する協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- 2 甲は、第3条第4項、第5項又は第7項に規定する協力を乙に要請したときは、丙に対し、その旨を電話等の通信手段を用いて通知するものとする。

（垂直避難場所又は二次的な避難所の開設等）

第6条 乙は、災害時において甲から第3条第4項及び第5項に規定する協力の要請を受けたときは、乙施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該乙施設を甲に提供する。

- 2 甲は、垂直避難場所又は二次的な避難所を乙施設に開設し、管理し、及び運営する。
- 3 甲は、前項の規定により垂直避難場所又は二次的な避難所を開設するときは、乙の業務等の妨げとならないよう配慮するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により垂直避難場所又は二次的な避難所を開設したときは、丙に対し、その旨を電話等の通信手段を用いて通知するものとする。

5 丙は、前項の規定による通知があったときは、必要な情報発信等を行い、区民等の迅速な避難行動を支援するものとする。

6 甲は、乙施設を垂直避難場所又は二次的な避難所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該垂直避難場所又は二次的な避難所を閉鎖するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 第3条第3項の規定により貸与する戸別受信機又は防災スマートフォンの設置に要する費用

(2) 垂直避難場所又は二次的な避難所の開設、管理及び運営に要する費用

(3) 第3条第10項の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の購入に要する費用

2 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する費用以外の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が派遣したボランティアがこの覚書に基づく業務に従事したことにより、当該業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和41年7月文京区条例第16号)の規定に準じ、その損害を補償するものとする。ただし、当該者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事由については、その受けた限度において損害補償の責めを免れるものとする。

(開設期間)

第9条 垂直避難場所又は二次的な避難所の開設期間は、災害時から起算して7日以内とする。ただし、甲は、当該期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として延長することができる。

2 乙は、第6条第1項の規定により甲に提供した乙施設を業務等の再開等により使用する必要がある場合は、甲に対し、垂直避難場所又は二次的な避難所の閉鎖を申し出ることができるものとする。

3 前項の規定による申出は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 甲は、第2項の規定による申出があった場合は、乙の指定する期日までに垂直避難場所又は二次的な避難所を閉鎖するものとする。

(原状回復)

第10条 甲は、垂直避難場所又は二次的な避難所を閉鎖するときは、乙施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び丙は、乙施設に受け入れた区民等以外の者に係る個人情報を乙施設から持ち出してはならない。

2 乙は、この覚書に基づく区民等の受入れに関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 前2項の規定は、この覚書が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。

(防災訓練の協力)

第12条 甲及び丙は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第13条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3月前までに、甲、乙又は丙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙及び丙は、この覚書の有効期間中であっても、協議の上、この覚書を改定することができるものとする。

(協議)

第14条 この覚書の解釈について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が署名の上、各1通を保有する。

令和4年6月9日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区目白台一丁目21番2号  
乙 公益財団法人和敬塾  
代表者 理事長 前川 正雄

東京都文京区音羽二丁目12番26号  
丙 警視庁大塚警察署  
代表者 大塚警察署長 宮崎 眞由美